退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

受付印

8

市町村民税　給与支払報告書
道府県民税　特別徴収　に係る給与所得者異動届出書

整理番号

福崎町長

年　月　日　提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地（住所）　〒

名称（氏名）

法人番号又は個人番号

担当者　課係　氏名　電話番号

7年度　特別徴収指定番号　宛名番号

8年度　特別徴収指定番号　宛名番号

給与所得者

フリガナ　氏名　新姓

生年月日　元号　1 明治　2 大正　3 昭和　4 平成　年　月　日

個人番号

住所　1月1日現在

異動後

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日
円	例）11月10日納期限分の場合→10月分 月分から　月分まで 円	月分から　月分まで 円	年　月　日

異動の事由
※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

番号を記入 ←
1.転勤・転籍
2.退職
3.死亡
4.休職
5.長欠
6.支払少額
7.支払不定期
8.その他
8.その他の理由を右欄へ記入

異動後の未徴収税額の徴収方法

番号を記入 ←
① 特別徴収継続
② 一括徴収
③ 普通徴収（本人が納付）

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）

所在地　〒

名称　フリガナ

特別徴収指定番号

担当者　氏名　電話

法人番号

※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

新しい勤務先へは、
月割額　円を　月分
（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ←
1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額（(ウ)と同額）を右欄に記入　円

左記の一括徴収した税額は、　月分（翌月10日納期限）で納入します。

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合 （① 及び ② に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 ←

異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3. 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄

			入力者	点検
7年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		
8年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。（一月三十一日が土曜日・日曜日の場合は、二月第一月曜日が提出期限となります。）